

■正誤問題 (過去に出題された選択肢) 20 問

天井高さ・階段に関する問題です。○×で回答して下さい。×の場合は、どこが間違っているのかも考えてみましょう。

1. 小学校において、床面積 55m^2 の教室の天井の高さを、 2.9m とした。
2. 保育所において、保育室の天井の高さを、 2.0m とした。
3. 住宅において、小屋裏の収納部(納戸)の天井の高さを、 1.5m とした。
4. 住宅において、玄関の天井の高さを、 2.0m とした。
5. 診療所において、診察室の天井の高さを、 2.8m とした。
6. 2 階の居室の床面積の合計が 270m^2 である 2 階建共同住宅における共用の屋外階段の幅を、 110cm とした。
7. 居室の床面積の合計が 120m^2 である地階の飲食店における階段のけあげの寸法を、 22cm とした。
8. 小学校における児童用の高さ 3.2m の直階段に設ける踊場の踏幅を、 120cm とした。
9. 病院における患者用の階段の踏面の寸法を、 26cm とした。
10. エレベーターの機械室のみに通ずる階段のけあげの寸法を、 23cm とした。
11. 公会堂における客用の階段の幅を、 180cm とした。
12. 住宅において、床面積が 12m^2 の納戸(収納室)の天井の高さを 1.9m とした。
13. 病院における患者用の階段の踏面の寸法を、 24cm とした。
14. 住宅において、床面積が 36m^2 の居間の天井の高さを 2.3m とした。
15. 共同住宅における共用の階段のけあげの寸法を、 23cm とした。
16. 床面積の合計が 300m^2 である劇場における客用の屋内階段の幅を 140cm とした。
17. 2 階の居室の床面積の合計が 250m^2 である 2 階建診療所における屋内階段の踏面の寸法を 24.5cm とした。

18. 2 階の居室の床面積の合計が 80 m^2 である一戸建住宅における屋内階段のけあげの寸法を 22.5cm とした。
19. 居室の床面積の合計が 90 m^2 である地階の飲食店における屋内階段のけあげの寸法を 23.0cm とした。
20. 病院において、床面積が 20 m^2 の病院の天井の高さを 2.0m とした。



■正誤問題 解答編

1. 小学校において、床面積 55m^2 の教室の天井の高さを、 2.9m とした。

1. ○

2. 保育所において、保育室の天井の高さを、 2.0m とした。

2. × 施行令第 21 条第 1 項により、 2.1m 以上です。

3. 住宅において、小屋裏の収納部(納戸)の天井の高さを、 1.5m とした。

3. ○

4. 住宅において、玄関の天井の高さを、 2.0m とした。

4. ○

5. 診療所において、診察室の天井の高さを、 2.8m とした。

5. ○

6. 2 階の居室の床面積の合計が 270m^2 である 2 階建共同住宅における共用の屋外階段の幅を、 110cm とした。

6. ○ 令第 23 条第 1 項の表では、 120cm 以上必要となっていますが、ただし書きにより、屋外階段の場合は、 90cm 以上で構いません。

7. 居室の床面積の合計が 120m^2 である地階の飲食店における階段のけあげの寸法を、 22cm とした。

7. × 令第 23 条第 1 項の表 (3) により、 20cm 以下としなければなりません。

8. 小学校における児童用の高さ 3.2m の直階段に設ける踊場の踏幅を、 120cm とした。

8. ○ 令第 24 条第 2 項により適合。

9. 病院における患者用の階段の踏面の寸法を、 26cm とした。

9. ○

10. エレベーターの機械室のみに通ずる階段のけあげの寸法を、 23cm とした。

10. ○ 令第 27 条及び令第 129 条の 9 第五号。

11. 公会堂における客用の階段の幅を、 180cm とした。

11. ○ 令第 23 条第 1 項。

12. 住宅において、床面積が 12m^2 の納戸(収納室)の天井の高さを 1.9m とした。

12. ○ 納戸は居室ではないので、施行令第 21 条の適用を受けません。

13. 病院における患者用の階段の踏面の寸法を、24 cmとした。

13. ○

14. 住宅において、床面積が 36 m²の居間の天井の高さを 2.3mとした。

14. ○

15. 共同住宅における共用の階段のけあげの寸法を、23 cmとした。

15. × 令第 23 条第 1 項により、共同住宅の規模によって、20 cm以下又は 22 cm以下としなければならない。

16. 床面積の合計が 300 m²である劇場における客用の屋内階段の幅を 140cm とした。

16. ○ 施行令第 23 条第 1 項表の(2)

17. 2 階の居室の床面積の合計が 250 m²である 2 階建診療所における屋内階段の踏面の寸法を 24.5cm とした。

17. ○ 施行令第 23 条第 1 項表の(3)

18. 2 階の居室の床面積の合計が 80 m²である一戸建住宅における屋内階段のけあげの寸法を 22.5cm とした。

18. ○ 施行令第 23 条第 1 項ただし書き

19. 居室の床面積の合計が 90 m²である地階の飲食店における屋内階段のけあげの寸法を 23.0cm とした。

19. × 施行令第 23 条第 1 項表の(4)により、22cm 以下。

20. 病院において、床面積が 20 m²の病院の天井の高さを 2.0mとした。

20. × 施行令第 21 条第 1 項の規定により、居室の天井の高さは、2.1m以上です。

